

# 法の支配の全う等のための裁判所法の改正について

—最高裁の裁判の多数意見において反対意見を採らない理由を示す等のための法改正—

2014年4月21日

参議院議員 小西 洋之

## 1. 問題の所在

- 現行制度において、最高裁判所は各裁判官の職権行使の独立の原則（憲法76条3項）のもと、大法廷・小法廷ともに合議体制度を採用し（裁判所法9条）、各裁判官は評議において意見を述べる義務を負い（同法76条）、採決は原則として過半数評決によることとされている（同法77条）。  
そして、裁判書（判決等）には、各裁判官の意見を表示しなければならず（同法11条）、さらに意見を表示する際にはその理由を明らかにしなければならないとされている（最高裁判所裁判事務処理規則13条 注：当該規定は裁判所法にはない。なお、民事訴訟法253条、刑事訴訟法44条、行政事件訴訟法7条参照）。
  
- しかし、合議の結果、多数意見と反対意見に分かれた判決においては、①反対意見は多数意見の法令解釈・適用等についてそれが不適切である等とする理由を明記して（論理を尽くして）主張しているのに対し、多数意見は後反対意見を採らない理由について何ら言及していない例が多数認められる。他方、②一部の判決においては、多数意見が反対意見を採らない理由について言及している例もある。

多数意見

反対意見

○← 必ず論駁

反論・言及なし（無視？） →×

※「反対意見」とは、多数意見に結論、理由とも反対する少数意見のこと。（他の少数意見に、多数意見に加わった裁判官がそれに付加して自己の意見を述べる「補足意見」、結論は多数意見に同じであるがその理由づけにおいて異なる「意見」がある。）

## 2. 改正趣旨

○ こうした、判決の運用のあり方は、以下に述べるように日本国憲法の定める司法権の趣旨、国民主権の趣旨、三権分立の趣旨等の観点から様々な問題が指摘でき、そうした問題を解決し、これらのよりいっそうの全うを確保するため、「判決等における意見表示は理由を明らかにして行うとともに、多数意見においては反対意見を採らない理由を示すこと」を措置する裁判所法の改正が必要であると考える。

○ なお、この裁判所法改正の企図するところは立法に依らなくとも、最高裁判所が最高裁判所事務処理規則の改正を行うことにより制度的に措置できるものであると考える。

司法権の独立の趣旨からは、立法に依るのではなく、最高裁判所自らの取り組みにより措置するべきであることは言うまでもない。しかし、最高裁判所が以下に指摘するところの問題群について、司法権の意義を懸けて真摯に検討し、しかるべき措置を講じない場合は、我が国の憲法上至高の価値であるかけがえのない国民の権利・自由を守るため立法権を行使し、裁判所法の改正を行うべきであると考える。

### (1) 国民の権利・自由を守る砦としての機能の全う

司法権は立憲主義及び法の支配の原理のもと国民の権利・自由を守る最後の砦である(憲法 81 条等)。

そして、これは、国民が自らのかけがえのない権利・自由を守る最後の守護神としての地位を各裁判官に託するものである国民審査制度(憲法 79 条)によって基礎付けられている。

とすれば、最高裁判所の判決において、ある裁判官がその良心に従い職権にもとづいて(憲法 76 条 3 項)多数意見における法令の解釈・適用等に係る憲法適合性などについて反対意見を述べた場合に、なぜそれが採用されるべきでないかについての明確かつ合理的な説明が多数意見の中に示されなければ、この裁判官の独立職権行使の原理に照らし、国民の権利・自由を守る最後の砦たる司法権の機能を全うすることにはならない。(すなわち、主権者たる国民が選んだ守護神たる裁判官の反対意見を、あたかも単純多数決で葬り去っているかのような判決等は、この司法権の本来趣旨を全うすることにならない)

## (2) 適正な裁判を受ける権利の十全なる保障

国民は、司法権のもとで適正な裁判を受ける権利を有する（憲法 32 条等）。国民に対し、適正な裁判を保障するためには、裁判における適切な法令解釈・適用等が確保されなければならないが、そのためには、多数意見を、それと正反対の結論及び理由を主張する反対意見の本旨に係る真摯な検討を踏まえた深い考慮のもとに作成されるものとすること、すなわち、反対意見を述べる裁判官を多数意見の裁判官が単なる多数決原理で葬り去る危険を万が一にも排除するとともに、合議における議論の実質を担保しそれを判決文に反映させる必要がある。

従って、これを制度的に保障する措置として、多数意見においてはなぜ反対意見を採らないかについて、その理由の中で説明することが不可欠である。

## (3) 公正かつ公平な裁判を受ける権利の十全なる保障

国民は、司法権のもとで適正な裁判を受ける（憲法 32 条等）に当たり、公正な裁判を受ける権利（同 82 条、判例）及び適正手続を受ける権利（憲法 31 条）並びに刑事事件において公平な裁判所の裁判を受ける権利（同 37 条）を有する。

- a) そもそも司法権における適正かつ公正な裁判を確保する前提として、原告・被告等の訴訟当事者はもとより広く国民の立場において、その判決等の結論及び理由が十分に理解できるものでなければならない（判決等の説明責任の全う）。

この点、特に、多数意見と相反する結論と理由である反対意見が付せられている時は、裁判所の多数意見が、反対意見の存在があっても尚、何故に当該判決等に至ったかについて十分な説明が尽くされていなければならない。とすれば、多数意見においてなぜ反対意見を採らないかについてその理由の中で説明することは、国民に対し適正かつ公正な裁判を担保する上での必須の条件である。

- b) また、「人の生命すら奪うことのある強大な国権の行使」（判例）たる刑事裁判において、ある判決等ではその多数意見においてなぜ反対意見を採らないかについてその理由の中で説明しているのに、ある判決等ではそうした説明を一切行わないとすることは、原告・被告等の訴訟当事者に対し公平な刑事裁判が行われたとすることは出来ず、これは、「構成其他において偏頗の惧なき裁判所の裁判」（判例）との公平な裁判所の裁判の趣旨からも不適切なものであると考える。

以上、これら国民の適正・公正・公平な裁判を受ける権利を保障するために判決等の説明責任を全うさせる観点においても本改正は不可欠である。

#### (4) 冤罪の危険性の徹底排除

上記、(1)、(2)、(3)については、我が国の戦後司法の最大の汚点の一つである冤罪を将来に渡り絶対に生じさせないためにも、最高裁において真摯に受け止め対応すべき事項である。

#### (5) 国民審査制度の機能の全うの確保

我が国は、国民主権（憲法前文、1条）のもと司法権に対する民主的統制の措置として国民審査制（憲法79条）を採用している。そして、国民がこの制度のもとで各裁判官の適格性を判断するに当たっては判決を構成する「主文（結論）と理由」の内容に対する適切な理解が不可欠である。

しかし、（多数意見とは異なる法令解釈・適用等を主張する）反対意見が妥当でないとしてされていることについての説明が多数意見の中になければ、少なくとも国民において、「なぜ、反対意見と異なる多数意見の主文と理由が正しいのか」、あるいは、「なぜ、反対意見の主文と理由の方が評議の結果として不適切等とされたのか」について理解し、それらの十分な考慮の上に各裁判官の適格性について主権者としての審査を全うすることが出来ない。

従って、国民審査制度を実行あらしめ、司法権を国民に統制させ憲法の中核原理である国民主権を確保するためにも本改正は不可欠である。

#### (6) 三権分立並びに違憲立法審査権に係る問題

我が国の司法権は三権分立並びに法の支配原理のもと違憲立法審査権を付与されている（憲法76条、81条）。

- a) しかし、法令の違憲判決等に当たっては、それを合憲とする反対意見の理由に対しそれを採らないとする理由が多数意見の中で示されなければ、当該判決は立法府及び行政府（そして主権者たる国民）に対する説明責任を果たしていないものとして、三権分立並びに違憲立法審査権の趣旨を十分に適えたものとは認め難い。（※例えば、国権の最高機関たる立法府への説明責任の全うに至らないものとなるが、こうした実例が複数ある。）
- b) また、上記(1)で述べたように、法令の合憲等の判決に当たっては、それを違憲等とする反対意見の理由に対しそれを採らないとする理由が多数意見の中で示されなければ、特に、少数者に関わる人権を始めとして、国民の権利・自由を守る最後の砦としての司法権の機能（違憲立法審査権）を

全うすることが出来ず、結果として、立法府及び行政府に対する抑制・均衡機能を全う出来ないという意味において憲法の定める三権分立の趣旨を十分に満たせないものとなる。

従って、我が国の三権分立並びに違憲立法審査権の趣旨を全うさせるためにも本改正は必要不可欠である。

#### (7) 裁判員制度の適正かつ円滑な運用確保に係る問題

裁判員制度において、裁判員は「事実の認定、法令の適用、刑の量定」について裁判に関与することになっている（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第6条）。

この点、終審裁判所たる最高裁判所（憲法81条）において、特に死刑判決における量刑基準など、これらの一般的なあり方について可能な限り明確化することが裁判員制度の適正かつ円滑な運用の確保のために必須である。このためにも、多数意見の採用する刑の量定等について異なる見解の主張を行っている反対意見がなぜ採用されるべきでないとされたのか、その理由について多数意見の中で示される必要がある。

（※ なお、この死刑判決の量刑基準の明確化の必要については、死刑と無期懲役刑で多数意見と反対意見が分かれた刑事裁判における、無期懲役ではなく死刑相当と主張する反対意見の中で、明示に指摘されているところである。）

#### (8) 司法権に対する国民の理解・信頼の問題

我が国の司法権は、国民主権や法の支配の原理のもと、国民から理解されかつ信頼されるものでなければならない（憲法82条等、判例）。そして、それは最高裁が自らの判決等の中でその説明責任を全うすることによって実現されるものである。

すなわち、上記(1)～(7)の事項はこうした司法権に対する国民、国会、行政等の理解と信頼の前提となるものであり、換言すれば、本改正なくして司法権に対する国民の信頼の確保等は不十分に止まることとなり、「司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上」（司法制度改革推進法第2条）の実現などを十分に果たすことはできない。この点からも、本改正は必要不可欠である。

#### (9) 我が国の「法の発展」に係る問題

最高裁判所の判例が社会において事実上の法源ともいえるべき大いなる役割

を果たしている一方で、その法令解釈・適用等がなぜ多数意見として決せられたかについて、国民や立法府、行政府に対し出来るだけ明確に示すことが、我が国の社会における「法の発展」に当たり極めて重要である。

特に、最高裁判所における判例変更を行った裁判における「後の多数意見となった当初の反対意見の存在」の事実（しかも、複数例ある）などを踏まえると、この意義は一層明らかである。

我が国社会が「自由かつ公正な社会」たるべく、その健全な「法の発展」を確保するためにも本改正は必要である。

等

### 3. 改正内容

- 1 最高裁の裁判の裁判書に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならないものとする。
- 2 1の意見の表示において、反対意見が表示されるときは、多数意見においては、反対意見を採らない理由を示さなければならないものとする。

注1： 冒頭に述べたように、本改正の内容は最高裁判所事務処理規則の改正によっても措置できるものであり、原則として立法措置に依るのではなく、最高裁判所自ら措置を講じるべきものであると考える。

注2： 上記は骨子レベルのものであり、特に「2」については、立法に依る際にも、最高裁判所規則においてより詳細な規定が措置されるべきと思慮する。

#### (参考条文)

○ 裁判所法（抄） 第二編 最高裁判所

第十一条（裁判官の意見の表示） 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。

○ 最高裁判所裁判事務処理規則（抄）

第十三条 裁判書に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならない。

### 4. 補論（司法権の独立等との関係）

- (1) 多数意見の中で反対意見を採らない理由を示すこととすることを裁判官に義務付けることは、（それが最高裁判所規則に依るものであれ、法律に依

るものであれ) 裁判官の職権の独立を侵すことにならないかという議論も考えられる。

- (2) これについては、反対意見を採らない理由を示すこととすることが、各裁判官の意見に係る自由な判断形成に対して事実上重大な影響を及ぼすとは言えず(評議によって明らかになった事項について意見の中に記載することを求めるに止まる)、裁判官の職権の独立を侵すことにはならないと考えられる。

また、裁判書に示されるのは各裁判官の最終的な意見に限られ、評議の過程において中間的に述べられた意見を明らかにするわけではないため、評議の秘密については裁判官の職権の独立を侵すことにはならないと考える。

- (3) そもそも、「2. 改正趣旨」の各論の中で述べたように、司法権の独立が保障されているのは、①三権分立及び法の支配のもと、争訟解決機能を通じて国民の基本的人権の保障を全うすることであり、さらに、②国民審査により最高裁判事は信任又は罷免されることとなっており、司法権の独立はあくまで国民主権に基盤を置くこととなっており、加えて、③司法権の独立をいっそう意義あらしめるためには、裁判当事者を含めた国民や国会、行政などのその司法作用への信頼が前提となること等から、これらの事項を十全に確保するために不可欠な本改正措置の意義は、司法権の独立のもとに否定されなければならない合理性は見出せない。(仮に、否定する場合は、「司法権の独立」のためではなく、「司法権の独善」のためとの批判を免れない。)

※ なお、以上の立論に立つ時には、裁判書の書き方が憲法第77条第1項に規定する「訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項」のいずれかに当たるとしても、同項に規定する事項については「法律をもって規定することが排除されるわけではない」(関内内閣法制局第二部長答弁 第98回衆議院法務委員会 昭和58年3月4日)とされていること(判例、通説)も含めて、裁判書の書き方を法律で定めても違憲ではないと考えられる。

以上